

## ▶ 整備基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。

ア 踊場を除き、手すりを設けること。

イ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。

(ア) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの

(イ) 駐車施設に設けるもの

カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合においては、この限りでない。

## ▶ 目標となる基準抜粋

(1) 多数の者が利用する階段は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合においては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

イ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。

ウ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。

エ け込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。

オ 踊場を除き、両側に手すりを設けること。

カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

ク 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

ケ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。

(ア) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの

(イ) 駐車施設に設けるもの

コ 主たる階段は、回り階段でないこと。

(2) 多数の者が利用する階段を設ける場合においては、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機（2以上の階にわたるときには、5の項(1)から(6)までに定めるものに限る。）を設けること。ただし、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合においては、この限りでない。

## ▶ 解説

## ア 適用

- ・ 整備基準においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段はすべて基準に適合させることを求めている。
- ・ 目標となる基準においては、多数の者が利用する階段はすべて基準に適合させることを求めている。

## イ 踊場部分の点状ブロック等

- ・ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に敷設する点状ブロック等については、駐車施設または連続した手すりが設置される場合は除外される。

## エ 主たる階段

- ・ 「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。

## オ 回り階段

- ・ 「回り階段」とは、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段などをいう。踏面の幅が内側と外側で異なるため、視覚障害者が方向感覚を失い、段を踏み外すおそれがあることから、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすることを求めている。

## ▶ 配慮事項

## ア 形状

- ・ 直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまうおそれがあるので、折り返し階段とすることが望ましい。
- ・ 直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。

## イ 寸法

- (ア) 有効幅員
- ・ 松葉杖利用者が昇降しやすい140cm以上が望ましい。
- (イ) けあげ・踏面・け込み
- ・ けあげ、踏面は次の計算式を満たす寸法とすることが望ましい。  
 $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$  (T:踏面, R:けあげ)
  - ・ 同一階段では、踏面、けあげの寸法は一定にすることが望まれる。

## ウ 設備・備品

- (ア) 段鼻・け込み板
- ・ 段鼻が突き出しているとつま先が引っかかりやすいので突き出さないものとする。
  - ・ 滑り止めを設ける際も、踏面及びけ込み板の面とそろえ、つまずきにくいように配慮することが望まれる。
  - ・ 下りる時には踏面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする必要があり、滑り止め部分の認知のしやすさが重要である。高齢者や視覚障害者(弱視者)が段を識別しやすいように、踏面と段鼻には明度差のある色を使ったり、踏面の先端に蛍光テープなどを付けるなどの配慮が望まれる。その際、明度差は3.0以上を確保することが望ましい。(明度差は日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳に記載されたマンセル値で確認することができる。)
  - ・ つま先が引っかかったり、杖や足が落ち込む可能性があるためけ込み板を設ける。
- (イ) 手すり(共通配慮事項)
- ・ 手すりは、右半身麻痺、左半身麻痺等の肢体不自由者の利用に配慮し、廊下、階段、スロープ、踊場等に連続して両側に設置することが望まれる。
  - ・ 階段の幅が300cmを超える場合には、中央にも設置することが望まれる。(階段の高さが1m以下の場合はこの限りでない。)
  - ・ 床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は上段75~85cm程度、下段60~65cm程度とし、1段の場合は、75~85cm程度とする。
  - ・ 外径は3~4cm程度で、円形、楕円形、面取りなど握りやすい形状とする。
  - ・ 階段の上端では45cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上を延長することとし、スロープにおいては、始終点から45cm以上水平に延長する。その端部には点字で階数及び昇り下りの表示をする。
  - ・ 手すりは壁面から4~5cm程度離し、手すりの下部で支持する構造とする。
  - ・ 手すりの端部は、視覚障害者の袖口が引っかかりやすいので、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しないような形状とする。
  - ・ 手すりの始点、終点、曲がり角及び主な各室の出入口付近の手すりに、現在位置を点字で表示する。
  - ・ 手すりの色は、壁面の色彩も考慮し高齢者や弱視者が手すりを認知しやすい色とすることが望まれる。
- (ウ) 立ち上がり
- ・ 杖が転落しないように、階段の側桁又は地覆を5cm以上立ち上げることが望ましい。
- (エ) 照明
- ・ 足元が体の影になり段が見づらくなることがないよう通路の照明は、むらのない、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。
  - ・ 適宜足下灯、非常用照明装置を設けることが望ましい。
  - ・ 外壁に面する階段においては、太陽光が直接目に入ることがないように配慮した自然光が入る小窓等を設けることが望ましい。
- (オ) 避難階段
- ・ 避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉しやすいものとし、下枠に段差を設けない。
- (カ) その他
- ・ 折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設けることが望ましい。同時に視覚障害者がそれに衝突することがないような配慮が必要。

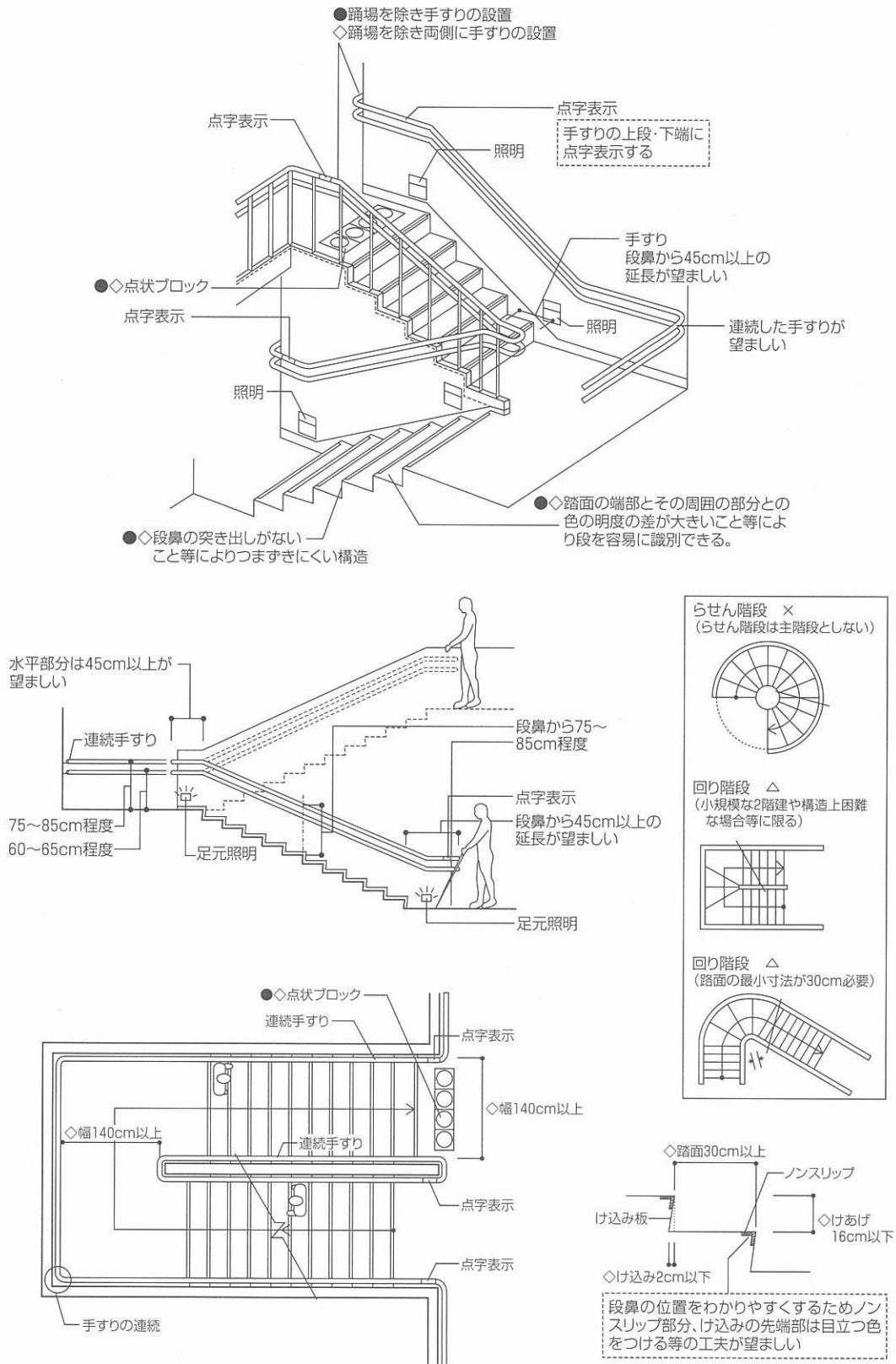
## エ 仕上げ

- (ア) 踏面
- ・ 滑りにくい材料とし、特に杖が横に滑らないような配慮が望まれる。
- (イ) 滑り止め
- ・ 杖が滑らないよう金属製のものは避ける。

## オ 表示

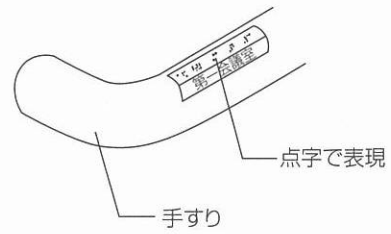
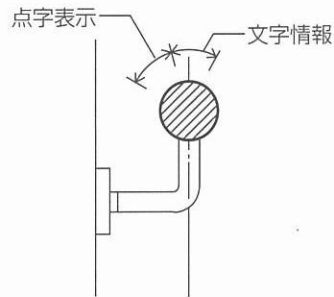
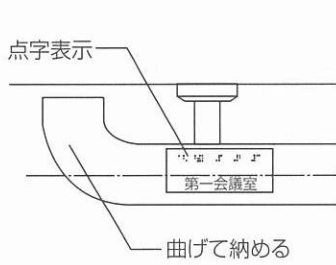
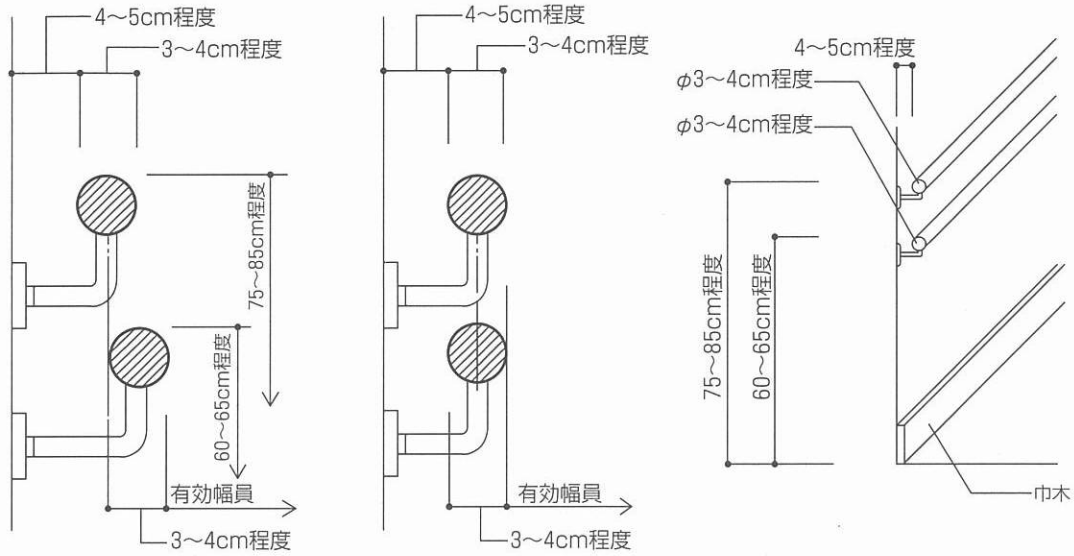
- (ア) 点状ブロック等の敷設
- ・ 階段上端部における点状ブロック等の敷設位置は、段鼻の直前では踏み外すおそれがあるため、30cm程度の余幅を取っておくことが必要。
  - ・ 点状ブロック等は階段の上端に敷設するものとするが、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することも有効。特に、出口等から階段まで連続誘導がなされる場合には、上端・下端共に敷設することが望ましい。
- (イ) 浮き彫り文字や音による案内の併用
- ・ 点字を読めない視覚障害者も多いことから、手すりには点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。
- (ウ) 階段下の空間
- ・ 階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障害者等が気づかずに近づき、頭部が衝突するおそれがあるため、衝突する前に白杖が当たって気づくように、柵、ベンチ、植栽、「点状ブロック等」等を適切に配置することが必要。

## 階段の整備例



凡例 ●印：整備基準に定めるもの  
◇印：目標となる基準に定めるもの  
無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

手すりの整備例（共通配慮事項）



階段の手すり

傾斜路の手すり

